

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－2－5	公害健康被害予防事業を担う人材の育成		
関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）第 68 条の規定に基づく公害健康被害予防事業 独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 2 号
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」 ぜん息患者のアドヒアランスの向上させるために患者教育ができるコメディカルスタッフを養成すること及び予防事業の担い手となる地方公共団体職員の育成は今後の予防事業の実施に不可欠である。	関連する政策評価・行政事業レビュー	7. 環境保健対策の推進 7－1. 公害健康被害対策（補償・予防）

①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度		2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度
研修受講者による評価	研修の受講者に対してアンケート調査を行い、有効回答者の 80 パーセント以上から 5 段階評価で上位 2 段階までの評価を得る。	同左	96%	98%	98%	99%		予算額（千円）	1,084,950	989,182	950,667	867,370	
研修受講者の所属上長による評価	左記の研修受講者の所属上長に対して追跡調査を行い、有効回答者の 80 パーセント以上から「研修成果を効果的に活用で	同左	95%	96%	100%	100%		決算額（千円）	933,450	911,223	864,405	812,544	

		きている。」 などのプラス評価を得る。												
										経常費用（千円）	921,362	918,911	876,296	827,189
										経常利益（千円）	25,032	△58,467	△26,423	△30,625
										行政サービス実施コスト（千円）	122,251	183,721	182,219	192,264
										従事人員数	16	16	16	16

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）	
	地方公共団体が実施する健康被害予防事業の従事者が事業への理解を深め、事業実施に必要な知識を習得するための研修を実施すること。 また、受講者へのアンケート調査の回答者のうち80%以上の者から満足が得られるようにすること。	地方公共団体が実施するソフト3事業及び大気環境の改善事業の従事者を対象に、各事業への理解を深めるとともに事業実施に必要な知識及び技術を理論的・実践的に習得することを目的とした効果的な研修を実施する。 また、地域において、ぜん息患者等に対して指導を行う看護師等の患者教育スタッフを養成するための研修を実施する。 実施に当たっては、研修ニーズを把握し、その	＜主な定量的指標＞ 研修受講者及び研修受講者の所属上長による評価 ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ 予防事業の事業環境の変化を踏まえた研修事業となっているか。 また、実際に効果的な研修となっているか。	＜主要な業務実績＞ （1）患者教育の担い手となる人材育成 ・予防事業の担い手である地方公共団体の体制が縮小傾向にあり、ソフト3事業の企画や実施を担う職員や保健師の不足を受けて、今後、求められる人材像について外部有識者による検討会を組織し検討を行い、「患者教育の充実に向けた予防事業における人材育成、支援に関する総合的な取組」（以下「基本方針」という。）を策定した。 ・基本方針により従来の事業に必要な基礎知識の習得を目的とした「事業研修」（基礎）に加え、ぜん息患者の自己管理の支援（患者教育）ができる専門性の高い人材育成を目的とした「人材育成研修」（専門）を新設し、研修を実施した。 ・「人材育成研修」（専門）では、レベル毎にコースを設け、上級コースでは、患者教育の指導者を育成するため高度なスキル	＜評定と根拠＞ 自己評価： A 評価理由： ・事業を実施する地方公共団体の実施体制の変化（組織改編等の人員の縮小）を受けて、これから予防事業を担う人材の育成、さらに、ぜん息等の治療法の変化に対応するため、ぜん息患者の自己管理を支援するスタッフや指導者の育成を目的とした新たな研修を実施している。 ・受講者から毎年95%以上の評価を得、上長の評価も高く、30年度も高い評価の維持を見込む。	評定	A	評定	－
						＜評定に至った理由＞ 公害健康被害予防事業は、大気汚染による健康被害の予防の観点から、地域の人口集団を対象として、健康相談、健康診査、機能訓練等の事業を実施するものであるが、事業が創設された昭和 63 年から 30 年が経過し、事業を取り巻く環境が大きく変わってきている。本事業の実施主体である地方公共団体については、人員の削減により体制が縮小されており、担当者が様々な業務と兼任するケースが増えている。このため人員不足から事業を縮小又は断念するケースもある。また、ぜん息については、小児を中心に患者が発生しているが、最近の治療は患者自身による自己管理を重視する方向に変わってきていることから、小児健診等における指導等の需要は高まっている。 このような背景のもとで、機構では、予防事業に必要な人材を、地方公共団体職員、看護師等の医療関係者といった立場に応じてそれぞれ求められる知識及び指導方法等のスキルのレベルを区分し、育成することを目的に研修事業を再編した。その結果研修は、地方公共団体の担当者から患者教育を実践する指導者の育成、更にその		－	

		内容を研修のカリキュラム作成（講座内容、講師）等に反映させることにより、有効回答者のうち 80%以上の者から 5 段階評価で上から 2 段階までの評価を得ることを達成するなど、質の向上を図る。 なお、当該年度の研修に参加したソフト 3 事業従事者を対象に追跡調査を実施し、平均 80%以上から「研修成果を効果的に活用できている」などのプラス評価を得る。		の習得を目的に、看護師、保健師、理学療法士を対象に、医学専門家の協力を得て、集合研修と医療現場での実習とをあわせた研修を実施した。 ・研修ニーズを把握し、その内容を研修カリキュラムに反映することにより、有効回答者のうち 80%以上の者から 5 段階評価で上から 2 段階までの評価を得るとの目標に対し、毎年 96%以上の評価を得ており、30 年度も高い評価を見込む。 ・ソフト 3 事業の従事者を対象とした研修受講者の所属上長に対して追跡調査を行い、有効回答者の 80%以上から「研修成果を効果的に活用できている。」などのプラス評価を得るとの目標に対し、毎年 95%以上の評価を得ており、30 年度も高い評価を見込む。 ・人材育成研修の修了者には、今後の予防事業の実施に当たり講師やスタッフとして「予防事業人材バンク」への登録を依頼し、多くの登録者を得た。 （２）予防事業人材バンクを活用した事業実施体制の強化 ・予防事業人材バンクには、人材育成研修の終了者のほか、講習会等を通じて呼吸器・アレルギーの学会等が認定する患者教育・指導の専門のライセンスを有する指導者にも広く登録の協力依頼を行い、これまで 561 人（小児ぜん息 196 人、成人ぜん息等 365 人）の登録を得た。 ・予防事業人材バンクの登録者	指導者育成を行うエキスパートの養成までの様々なコースが設定され、幅広く人材を育成する研修プログラムを専門医や学会等の協力を得て構築するとともに、e-ラーニングにも対応してきめ細かく実施し、研修の受講者及びその上長から目標を上回る非常に高い評価を得られている。 以上により、本事業は目標の 120%以上を達成し、予防事業を含めてぜん息治療における患者教育の指導者育成に貢献するなど、目標を上回る成果があったと認められる。 ＜今後の課題＞ 特になし。 ＜その他事項＞ 特になし。	
--	--	--	--	--	---	--

				は、登録者の個人情報にも配慮しつつ、地方公共団体に事業スタッフとして紹介を行い、協力を依頼している。 ・新規事業の実施や既存事業の内容の拡充を図るため、機構からも予防事業人材バンクの登録者の紹介とあわせ事業ノウハウと企画立案の補助をパッケージ化して地方公共団体に対し提供し、これまでに4地方公共団体において延べ14人の登録者の協力を得て事業を実施した。 ・予防事業人材バンクの登録者に行った活動報告アンケートによれば、専門研修受講者が予防事業だけではなく地域の保健衛生の現場で講師やスタッフとして活躍している。	も登録者が地域の保健衛生の現場で講師やスタッフとして活躍している。 ＜課題と対応＞ ・受講者・上長へのアンケートでは、全ての年度において目標値を上回る高い評価を得る見込み。 ・これまでに予防事業人材バンクには多数の登録をいただいております、今後は登録者の知識・技能と現場でのニーズとの調整を図りながら、どのように事業に展開していくか検討する。	
--	--	--	--	--	---	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－2－6	関係地方公共団体の事業に対する助成		
関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号） 第 68 条の規定に基づく公害健康被害予防事業 独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 2 号
当該項目の重要度、難易度	重要度：「高」 地方公共団体が行う健康診査、健康相談、機能訓練は予防事業の中核をなす事業である。	関連する政策評価・行政事業レビュー	7. 環境保健対策の推進 7－1. 公害健康被害対策（補償・予防） 平成 30 年度行政事業レビューシート 事業番号 0263

①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度		2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度
ソフト 3 事業が助成事業費全体に占める割合	80%以上	同左	92.8%	95.4%	96.3%	95.1%		予算額（千円）	1,084,950	989,182	950,667	867,370	
								決算額（千円）	933,450	911,223	864,405	812,544	
								経常費用（千円）	921,362	918,911	876,296	827,189	
								経常利益（千円）	25,032	△58,467	△26,423	△30,625	
								行政サービス実施コスト（千円）	122,251	183,721	182,219	192,264	
								従事人員数	16	16	16	16	

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）	
	助成事業については、対象となる地方公共団体及び地域住民のニーズを継続して把握するとともに、効果のある事業に重点化を図ること。	環境保健分野に係る助成事業については、第二期中期目標期間中における事業効果等を踏まえ、重点的推進事項を定め、地域住民のぜん息	＜主な定量的指標＞ ＜その他の指標＞ ＜評価の視点＞	＜主要な業務実績＞ （1）助成事業メニューの見直し ① 健康相談事業に、ぜん息患者等と接する機会を有する専門職（教職員、養護教諭、保育士）への知識の普及・啓発するための事業を追加した。 ② 健康診査事業について、国の統計や調査研究の成果など	＜評価と根拠＞ 自己評価： A 評価理由： ・運用収入の大幅な減少するなか、自立支援型公害健康被害予防事業補助金も活用し、環境保健分野	評価	B	評価	－
						＜評価に至った理由＞ 公害健康被害予防事業は、ぜん息及び COPD の発症予防及び増悪予防の観点から健康相談、健康診査、機能訓練等の事業を実施するものであり、制度設計上は基金の運用益を 25 億円程度と見込んでいた。しかし、時間の経過とともに市中金利は低下し、それに伴い運用益も減少した。第 3 期中期計画期間の初年度である平成 26 年		－	

		等の発症予防及び健康回復に直接つながる事業を優先的に採択するなど重点化を図るとともに、関係地方公共団体や地域住民のニーズ等を踏まえたより効果的・効率的実施に向けた取組を推進する。 なお、ソフト3事業については、事業実施効果の測定及び把握に努め、事業の評価、分析を継続して行い、その結果を踏まえた事業内容を検討し、効果のある事業内容に重点化を図るものとする。 環境改善分野に係る助成事業については、真に必要な事業に限定して実施する。		から3～4か月健診を廃止し、スクリーニングの対象をぜん息発症のピークの年齢層である幼児に重点化を図った。 ③ 機能訓練事業について、ぜん息治療の変化に伴い、鍛錬を主たる目的としたぜん息キャンプ等の事業だけでなく、地方公共団体の企画立案により自己管理の技術やノウハウを習得できる事業ができるようにした。 ④ 環境改善分野では、予防事業対象地域で一部環境基準を達成できていない地域の実情にあわせて事業メニューを見直し、地域が抱える課題解決に向けた計画作成を実施できるようにした。 ⑤ 医療機器整備事業について基準額を大幅に削減した。 (2) 見直し後の事業メニューの定着に向けた取組 ・助成金交付要綱を一部改正では、見直し後の事業メニューを円滑に実施するため、地方公共団体へ実務者連絡会議で丁寧な説明し調整を図った。 ・見直し後の事業メニューの定着のため、実務者連絡会議のほか研修の場も活用して、先進的に取り組んでいる地方公共団体の取組状況を紹介するなど情報の共有を図り、事業開始前年度の要望事項のヒアリングの際にも積極的に機構から働きかけを行った。 (3) 事業実施効果の測定と把握	の健康相談、健康診査、機能訓練事業のソフト3事業について、これまで以上に地域住民のぜん息等の発症予防、健康回復に直接つながる事業に重点を置いた見直しを行い、助成金交付要綱の一部改正を行っている。 ・見直し後の事業メニューの効果は、見直し前のそれと同程度の効果を維持している。 ・環境改善分野では、真に必要な事業に限定して実施している。 ・実務者連絡会議や研修の場で好事例の発表を行うなど、見直し後の事業メニューの定着を図っている。(ソフト3事業参加者数;平成27年度125,643人→平成29年度138,013人)	度に約8億円であった運用益も平成29年度には約5.6億円まで低下し、今後、更に低下する見込みとなっている。 このように急激に事業予算が縮小していく中で、事業の実効性を担保しつつ経費を大幅に削減することが求められたため、事業の重点化と効率化を念頭に助成メニューの改定を行った。具体的には健康相談、健康診査、機能訓練の3事業を事業の柱として位置づけ、助成単価及び対象メニューの見直しを行うとともに、改訂後のメニューについて地方公共団体への説明を丁寧に行うことによって事業費の総額を抑えつつ事業効果の最大化を図った。 その結果、発症予防上の観点からはそれほど重要でない健康診査事業の3～4ヶ月健診を廃止したことによる参加者数の減少はあったものの、その後は順調に参加者数も増加し、助成事業の中核としてぜん息の発症予防及び増悪予防に貢献している。 以上により、中期目標を満たしていると認められる。 <今後の課題> 特になし。 <その他事項> 特になし。	
--	--	--	--	--	--	---	--

				・地方公共団体が直接、事業の評価・分析が行えるよう、機構が構築した「集計・分析システム」を使って、ソフト3事業の実施効果の測定・把握のための調査を行った。 ・調査結果について、翌年度の事業に反映できるよう地方公共団体にフィードバックした。 ・各地方公共団体の事業実施状況のほかソフト3事業での特徴ある取組や実施上の工夫などを事例集として冊子に取りまとめ、効果測定の結果とあわせて情報共有を図った。	・ソフト3事業を効果的・効率的に実施していくため、事業実施効果の測定及び把握に努め、事業の評価、分析を継続して行っており、また、測定結果は地方公共団体にフィードバックしている。 <課題と対応> ・運用収入の大幅な減少があったものの、事業ターゲットを絞り込み、必要性の高い事業に集中したことで、参加者数、効果測定の結果などから、より効果的・効率的に事業が実施される見込み。 ・平成27年度から開始した見直し後の助成事業メニューの定着を図るため、地域住民のニーズを踏まえつつ、引き続き様々な機会を通じて関係地方公共団体へのソフト面での支援を積極的に行う必要がある。	
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－3－1	助成事業に係る事項		
関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 3 号
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	8. 環境・経済・社会の統合的向上 8－3. 環境パートナーシップの形成 平成 30 年度行政事業レビューシート 事業番号 0314

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度		2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度
企業協働プロジェクトの実施による助成増加額	－	－	－	900 万円	900 万円	900 万円		予算額（千円）	981,864	978,521	1,122,404	1,048,622	
若手プロジェクトリーダー育成人数	毎年度 10 人程度	－	16 人	24 人 （うち、新規採択者 10 人）	33 人 （うち、新規採択者 12 人）	40 人 （うち、新規採択者 12 人）		決算額（千円）	867,208	916,344	919,493	942,374	
評価対象団体数	－	8 団体	84 団体	140 団体	182 団体	209 団体		経常費用（千円）	867,208	916,344	919,493	947,738	
概算払い団体数	－	－	－	18 団体	33 団体	31 団体		経常利益（千円）	867,426	916,006	917,973	－	
他の主体との連携会議実施回数	－	－	3 回	5 回	13 回	13 回		行政サービス実施コスト（千円）	696,304	694,207	745,557	780,675	
Excel マクロファイル利用率	－	82.8%	93.9%	77.0%	84.1%	93.2%		従事人員数	11.5	11.5	11.5	11.5	
助成対象分野への重点化	－	83.2%	79.6%	80.2%	95.9%	98.2%							
海外助成ア	－	90.5%	92.7%	86.5%	74.4%	72.3%							

	ジア太平洋地域への重点化													
	これまで助成を受けたことのない団体への助成件数	全助成件数の2割以上	20%	26.4%	23.7%	26.8%	20.3%							
	交付決定処理期間	平均処理期間30日間以内	30日	28日	27日	26日	26日							
	支払申請処理期間	平均処理期間4週間以内	28日	27.7日	25.4日	23.7日	24.4日							

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
						評価	B	評価	－
	(1) 助成の重点化等 助成対象について、国内助成については、地球温暖化防止、3R（リデュース、リユース、リサイクル）、生物多様性の保全及び東日本大震災復興等、環境基本計画の重点分野等の国の政策目標や社会情勢等を勘案するとともに、海外助成については、開発途上地域のうちアジア太平洋地域を中心とするなどの重点化を図ることとする。	(1) 助成の重点化 助成対象については、国内助成では地球温暖化防止、3R（リデュース、リユース、リサイクル）、生物多様性の保全及び東日本大震災復興等環境基本計画の重点分野等の国の政策目標や社会情勢等を勘案するほか、海外助成では開発途上地域のうちアセアン地域などのアジア太平洋地域を中心とす	＜主な定量的指標＞ ・企業協働プロジェクトの実施による助成増加額 ・若手プロジェクトリーダー育成人数 ・評価対象団体数 ・概算払い団体数 ・他の主体との連携会議実施回数 ＜その他の指標＞ ・Excel マクロファイル利用率	＜主要な業務実績＞ (1) 助成の重点化 ①助成対象 ア.国の政策目標等を勘案して作成された重点配慮事項に基づき助成対象活動の採択を行い、実施している。 イ.海外案件については、開発途上地域のうちアジア太平洋地域を中心に採択を行っている。 ウ.前中期目標期間の最終年度にあたる平成25年度に行った「今後の地球環境基金あり方検討」の取りまとめを踏まえ、平成26年度に新たな助成メニュー（フ	＜評価と根拠＞ 自己評価：A 評価理由： 中期計画及び各年度計画に掲げる目標を達成した上で、以下の新たな取組を行ったことから、見込評価を「A」とした。 ・平成26年度から、これからの環境保全活動の手本となる先進的な活動を見出し支援する「フロントランナー助成」、今後の環境保全活動の基礎となる重要な国際交渉や会議への参画を支援する「プラットフォーム助成」、東日本大震災被災地の環境保全を支援する「復興支援助成」(平成29年度からは熊本	評価 ＜評価に至った理由＞ 中期計画に沿って適正に事業が実施されている。 ・26年度に創設した「企業協働プロジェクト」を活用し、（一社）日本釣用品工業会からの寄付の一部を財源とした助成を継続して実施するなど、運用益によることのない助成規模の拡大が図られた。 ・国の政策目標等を勘案して作成された重点配慮事項を勘案しつつ助成対象活動の採択を行い、結果として当該重点配慮事項に該当する助成件数が各年度においておよそ8割を超えるなど、活動分野による助成の重点化が図られた。 ・海外案件に占めるアジア太平洋地域における助成案件の割合が期間を通じて7割を超えるなど、地域による助成の重点	B	評価 －	－

	その上で、民間団体による環境保全活動の持続的な発展に資する視点から、成果・効果の向上に着目した取組や、主体間の連携による活動、活動展開に役立つ人材育成も視野に入れた活動への重点化を図るなどして、より効果的に事業を実施すること。	るなどの重点化を図る。 その上で、民間団体による環境保全活動の持続的な発展に資する視点から、成果・効果の向上に着目した取組や、主体間の連携による活動、活動展開に役立つ人材育成も視野に入れた活動への重点化を図るなどして、より効果的に事業を実施する。	・助成対象分野への重点化 ・海外助成アジア太平洋地域への重点化 ・これまで助成を受けたことのない団体への助成件数 ・交付決定処理期間 ・支払申請処理期間 ＜評価の視点＞ ・中期計画に定められた項目に加え、今日の民間環境保全活動を取り巻く状況に対応し、これを支援するため、適切な助成その他の活動を行っているか	ロントランナー助成、プラットフォーム助成）や、環境NGO・NPOの人材育成策（若手プロジェクトリーダー育成支援プログラム）を創設し実施することで、助成の成果・効果の向上を図った。 また、国連持続可能な開発のための教育の10年に関連する環境保全活動及び東京 2020 大会の開催に関連する環境保全活動への助成支援や、東日本大震災や熊本地震の被災地域における環境保全を通じて復興に貢献しようとする活動への助成支援を、特別助成や復興支援助成として実施することで、社会情勢等を踏まえた環境保全活動への重点化を図るとともに、外部有識者からなる「団体の成長と自立に向けた助成方針検討委員会（以下、助成方針検討委員会）（H27.12～H28.10）」の提言を踏まえ、地域活動の定着を支援する「つづける助成」を創設し、平成 29 年度から実施した。 ②効果的な事業実施に向けた取組 ア.若手プロジェクトリ	地震被災地における支援も追加）を開始し、さらには平成 28 年度から、東京 2020 の開催に関連する環境保全活動の支援を「特別助成」として開始するなど、地球環境基金が支援する環境保全活動によって生み出される社会的価値を明確に打ち出した助成を適宜検討し、創設、運用することができた。 ・平成 27 年 12 月から平成 28 年 10 月に設置した助成方針検討委員会の提言を踏まえ、平成 29 年度に「つづける助成」を創設し、地域活動の定着に向けた助成支援を開始した。 ・平成 26 年度から、3 年間の助成に合わせて年 3 回ずつ（計 9 回）実施する研修等を通して、多様なステークホルダーとの関わりや技能の向上を学び、環境NGO・NPOの事業や活動に関する	化が図られた。 ・助成の成果・効果の向上を図ることを目的として、平成 26 年度に「フロントランナー助成」、「プラットフォーム助成」を、平成 29 年度には「つづける助成」を新たな助成メニューとして創設しこれらを着実に実施した。また、平成 28 年度から開始した「復興支援助成」による大規模災害被災地域における環境保全を通じた復興支援活動への助成支援や、「特別助成」による東京 2020 の開催に関連する環境保全活動等に対する支援を行うなど、社会情勢等を踏まえた環境保全活動への支援の重点化が図られた。 ・環境NGO・NPOの事業や活動に関するプログラムを確立できる人材の育成等を目的として平成 26 年度から開始した若手プロジェクトリーダー育成支援制度においては、各年度において 10 名以上の新規育成対象者を採択してきた	
--	--	---	--	--	---	---	--

				ーダー育成支援プログラム 3年間の助成活動と研修等を通して、多様なステークホルダーと関わることで技能の向上を図り、環境NGO・NPOの事業や活動に関するプログラムを確立できる人材を育成するとともに、支援後もそれぞれの地域で環境NGO・NPOの活動が自立、発展していくことを目指して、平成26年度に、助成事業と振興事業を有機的に組み合わせた若手プロジェクトリーダー育成支援プログラムを立ち上げ、これまでに若手プロジェクトリーダー育成支援対象者を48名採択し、支援を行っている。 イ.「企業協働プロジェクト」の活用 近年の基金運用益の減少に対応しつつ、企業と環境NGO・NPOの連携による活動を促進するため、企業等が特定の活動に対して直接寄付するための助成金に充てる「企業協働プロジェクト」を平成27年度から立ち上げ、LOVE BLUE 助成として実施している。	プログラムを確立できる人材を育成する「若手プロジェクトリーダー育成支援制度」を開始し、着実に育成支援の人数を増やすことができた。	ところであり、これまでに48名に対する支援を行うなど、着実に事業を実施している。また、修了者が一般社団法人等を設立して環境保全活動に携わるケースや、自ら作成したファンドレイジング計画に基づいて資金を獲得し、これを活用した新規事業を立ち上げる等の具体的な成果も認められるところであり、効果の高い事業が実施された。	
	(2) 助成先の固定化の回避 助成金が特定の団体への恒常的資金として固定しないよう、一つの事業に対する助成継続年数は原則として3年間、特段の事情がある場合でも5年間を限度とする。 また、これまでに	(2) 助成先固定化回避 一つの事業に対する助成継続年数は、3年間を限度とし、特段の事情がある場合でも5年を超えないこととするを募集要領に明記し厳正に履行する。また、助成事業の				・外部有識者からなる助成方針検討委員会において、助成先の固定化を回避するための措置として助成継続年数の上限を設けることを決定してこれを実施するなど、助成先の固定化の回避に向けた取組が実施された。	

	基金の助成金を受けたことのない団体への助成については、基本的に助成全体の2割以上となるよう配慮するなどして、民間団体による環境保全活動の裾野の拡大に努めること。	より効果的な周知広報の実施、助成実績の少ない地域での重点的な助成金説明会の開催、これまで地球環境基金の助成金を受けたことのない団体に助成（基本的に助成全体の2割以上）を行うことなどにより、助成対象の裾野の拡大に引き続き努める。		（２）助成先固定化回避 ①助成制度の見直しによる継続年数の上限設定 外部有識者からなる助成方針検討委員会を立ち上げ、平成27年度に地球環境基金の助成を受けた団体について、収入等の調査や、助成年数の多い団体を抽出してヒアリングを行った。助成方針検討委員会では、環境保全活動を行う民間団体の発展に資する助成のあり方について検討を行い、助成先固定回避のため、助成継続年数の上限を設けることを決定し、平成29年度からの募集案内に反映を行った。 ②助成事業の周知広報 ア 助成金説明会の開催 地球環境基金主催で、環境NGO・NPOの数が多い地域、要望件数の少ない地域を中心に、毎年全国9箇所で開催した。また、他の助成金運営団体（企業財団など）と共催で合同説明会を東京および各地（北海道、関西、九州ほか）にて開催した。		・環境NGO等が多い地域や要望件数の少ない地域に重点を置いた地球環境基金主催による助成金説明会及び企業財団などの助成金運営団体との共催による合同説明会の開催に加え、募集案内冊子、ホームページ、メール、SNSやリスティング広告による地球環境基金助成金募集の周知が図られた。さらに、各年度において、これまでに地球環境基金から助成を受けたことのない団体に対する助成件数が全助成件数に占める割合を2割以上とするなど、助成対象の裾野の拡大に向けた取組が実施された。	
--	---	--	--	---	--	--	--

	（３）処理期間の短縮 助成金の支給に当たっては、厳正な審査を引き続き実施しつつ、事務手続の効率化を図り、１件当たりの平均処理期間については、４週間以内とすること。 （４）第三者機関による評価を踏まえた対応 民間団体の代表者等の参加を得た評価委員会等の第三者による事業の成果の評価を踏まえ、助成金交付の募集要領・審査方針の見直しを行うこと。	（３）処理期間の短縮 助成金の支給に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、事務手続の効率化を図ること、審査マニュアル等の随時見直しによる担当者の審査能力向上を図ることなどにより、事務処理の１件当たりの平均処理期間を４週間以内とする。 （４）第三者機関による評価を踏まえた対応 民間団体の代表者等の参加を得た第三者による委員会等により、毎年具体的な助成金交付に係る募集要領と審査方針を策定の上、審査を行い、結果を公表する。 助成した事業の成果についても評価を行い、評価結果を公表するとともに、募	イ 各種媒体による周知広報 地球環境基金助成金募集の周知を図るため、募集案内（冊子）を2,000 箇所以上へ送付するほか、全国の環境NGO・NPOへのメール送信、機構ホームページ、SNSでの案内や、リスティング広告を実施した。 ③地球環境基金助成を受けたことのない団体への支援 環境保全活動に取り組む団体の裾野を広げるため、全助成件数の２割以上となるよう配慮し、これまで地球環境基金の助成を受けたことのない団体を対象とする助成に努めた。 （３）処理期間の短縮 助成金の支払申請の平均処理期間について迅速な処理等に努めた結果、４週間以内にて処理することができた。	・平成 26 年度に評価要領を改定し、一部の活動について事後評価を行っていただけの評価から、３年以上の計画を有する活動の全件について、事前の目標共有や中間コンサルテーションなど、助成活動のステージに応じて外部有識者委員会の委員からの助言や評価を密に行うことで成果の向上を促進する評価体系へと大幅に変更し、効果的な運用のための試行を経て、平成 29 年度には評	・各年度における助成金の支払申請の平均処理期間を４週間以内とするなど、迅速な処理が図られた。 ・平成 26 年度に評価要領を改定し、一部の活動について事後評価のみを行う評価体系から、３年以上の計画を有する活動の全件について、事前の目標共有や中間コンサルテーションなど、助成活動のステージに応じて外部有識者委員会の委員からの助言や評価を密に行うことで成果の向上を促進する評価体系へと大幅に変更し、効果的な運用のための試行を経て、平成 29 年度には評価対象を	
--	---	---	---	--	--	--

	(5) 利用者の利便性向上を図る措置 募集時期の早期化を図り、年度の早い時期に助成金の交付決定を行い、各種申請等の電子化等により利用者の利便の向上を図ること。	集要領と審査方針に反映させるほか、評価結果のより効果的な活用方法について検討等を行い事業の推進を図る。 (5) 利用者の利便向上を図る措置 ① 募集時期の早期化を図り、継続案件の事前審査、内定団体説明会における個別指導の推進等により、助成金交付申請の受理から交付決定までの平均処理期間を30日以内とする。 ② 毎年度の助成金案件募集の際に募集案内、各種申請書等の様式をホームページからダウンロードできるようにすること、助成金募集に係る説明会を開催すること等により、助成金交付要望団体や助成先団体への利便性を図る。		(4) 第三者機関による評価を踏まえた対応 前中期目標期間の最終年度にあたる平成 25 年度に行った「今後の地球環境基金あり方検討」の取りまとめを踏まえ、従前の事後の実地評価のみを行っていた評価から、助成活動全体を把握するための評価体系に変更した。具体的には、事前の目標共有や中間コンサルテーションなど、助成活動のステージに応じてより詳細な評価を行い、成果の向上を促進する評価体系へと見直したもので、平成 26 年度に評価要領を改定し運用を開始した。 (5) 利用者の利便向上を図る措置 ①平均処理期間 助成金交付申請の受理から交付決定までの処理（平均処理期間）を30日以内で実施した。	価対象を 209 団体(前期最終年度8団体)にまで拡大し運用を定着させることができた。 ・更なる助成金の利便性向上を図るため、平成 27 年度より、前年度も助成を受けていた団体のうち、会計事務処理能力や活動の計画的な実行性などを総合的に勘案し、一部団体に対して、助成金	209 団体（前期最終年度8団体）にまで拡大し運用を定着させることができた。 ・助成活動の成果の向上を目的として 26 年度に導入した新評価制度に基づき、評価対象となる 209 団体全ての評価を実施しており、評価専門委員によるアドバイス等による活動内容の改善が図られた。また、助成専門委員会による助成要望の採択がより効率的に行われるように実地評価結果を踏まえた同委員会に対する提言が行われた。 ・各年度における交付決定処理期間を 30 日以内とするとともに、機構ホームページへの申請書様式等の電子ファイルの掲載など、利用者の利便向上のための措置が講じられた。 ・所定の要件を満たす団体に対する一部概算払いの実施や、助成金支払申請にかか	
--	---	--	--	--	--	---	--

				②利便性向上 ア ホームページの活用 助成に関する募集案内、交付申請に係る各種様式、報告、助成団体の活動状況、支払申請 E x c e l マクロファイルなどを機構ホームページに逐次掲載した。 イ 一部概算払いの実施 平成 27 年度より、前年度も助成を受けていた団体のうち、「前年度の支払事務が適正に行われている」、「活動が概ね計画どおりに行われている」、「活動計画が概算払いの必要性が高い」ことを総合的に勘案し、一部団体に対して、助成金 50%を上限に概算払いを実施している。 ウ 助成金支払申請における利便性向上 助成金支払申請における利便性を向上させるために構築した E x c e l マクロファイルを機構ホームページに逐次掲載した。利用率の向上のため、年度当初の内定団体説明会において使用方法を説明し普及に努めており、こ	50%を上限に概算払いを実施することとした。	る E x c e l マクロファイルや環境 N G O 等の活動の支援に資する各種情報のホームページを通じた提供など、利用者の利便向上のための措置が講じられた。	
		③ 助成先団体一覧、活動事例及び評価結果をホームページで					

		紹介するほか、関係団体とネットワークを構築し、連携強化を図ることで、より広範な情報提供にも努める。		の結果、各年度の使用率は7～9割で推移した。 ③ホームページでの情報公開、他の主体との連携 ア ホームページ等での各種情報の掲出 毎年度の助成金の要望募集、助成金説明会の開催、要望状況、採択案件の決定等に関する情報は、適時にホームページに情報を掲出するとともに、申請書等の様式の電子データをダウンロード可能な状態に更新した。 また、地球環境基金以外の環境分野の助成金に関する情報を「NGO・NPO向け環境保全活動を対象とする助成制度一覧」として整理するとともに、NGO・NPO向けの融資情報を更新し、ホームページや助成金説明会等において提供した。 イ 他の主体との連携 今日の環境問題は多様な主体が関係する課題が多く、また多岐にわたるため、これらの課題を解決するためには、環境NGO・NPOだけでなく、環境問題にかかわるあらゆる主体が連携し解決策を		・環境NGO・NPOと企業との連携を促進するための連絡会議等の開催に加え、環境保全活動の促進等を目的として環境省が環境教育促進法に基づき全国に設置する地方環境パートナーシップオフィスと連携して全国で助成金説明会を開催するなど、関係団体とのネットワークの構築・連携強化及び広範な情報提供が実施された。 以上のことから、効果の高い事業の実施を含め、助成事業を適正に実施していると判断して「B」評価とした。 ＜今後の課題＞ 助成事業のより効率的な実施に向けて、環境NGO・NPOの活動継続や自立を支援するための方策について引き続き検討し実施していく必要がある。 ＜その他事項＞ (外部有識者コメント) 平成26年度からの期間において、メニューの増加や利便性の向上の取組、助成した団体の活動状況や社会的インパクトに関	
--	--	--	--	---	--	---	--

				模索することが重要との観点から、地球環境基金では各主体との連携を重要課題として掲げ、多様なステークホルダーとの連携を図ってきた。		する調査など、実に幅広い側面から調査、助成事業両方で尽力されている。これらの取組は大変重要である。 助成事業が、実際に助成を受けている団体のニーズを把握することが次の中期目標期間に向けて大変重要である。	
--	--	--	--	---	--	---	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－3－2	振興事業に係る事項		
関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 4 号
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	8. 環境・経済・社会の統合的向上 8－3. 環境パートナーシップの形成 平成 30 年度行政事業レビューシート 事業番号 0314

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最 終年度値等）	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度			2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度
学生との交 流事業の実 施回数	－	－	－	1 回	2 回	6 回			予算額（千円）	981,864	978,521	1,122,404	1,048,622	
									決算額（千円）	867,208	916,344	919,493	942,374	
									経常費用（千円）	867,426	916,006	917,973	947,738	
									経常利益（千円）	－	－	－	－	
若手プロジ ェクトリー ダー研修実 施回数	各コース年 3 回	－	1 コース 3 回	2 コース 6 回	3 コース 9 回	3 コース 9 回			行政サービス実施コ スト（千円）	696,304	694,207	745,557	780,675	
									従事人員数	11.5	11.5	11.5	11.5	
	受講者アン ケート満 足度	「有意義で あった」と の評価を有 効回答者の うち 80％ 以上から得 る	80％	89.0％	98.5％	97.7％	96.5％							

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
						評価	B	評価	—
	(1) 調査事業、研修事業の重点化 調査事業について、国の政策目標等に沿った課題に重点化を図ること。 また、研修事業についても、環境保全に取り組む民間団体の人材育成という観点から効果の高い事業に重点化すること。	(1) 調査事業、研修事業の重点化 調査事業については、重点施策等国の政策目標への取組や民間団体等のニーズに沿った課題に重点化を図る。 研修事業については、民間団体を支援している他の助成団体などと有機的な連携を図りつつ、環境問題に取り組む民間団体に対し、人材育成の観点を中心として、助成事業とも連携した、より効果の高い研修事業に重点化する。 また、これら事業の実施に当たっては、民間団体の発展に資することを目的として、企業や国民が協働・連携した取組の促進やそれへの積極的な参加を促すための情報の	<主な定量的指標> ・学生との交流事業実施回数 ・若手プロジェクトリーダー研修実施回数 ・受講者アンケート満足度 <その他の指標> 特に無し <評価の視点> 中期計画に定められた項目に加え、今日の民間環境保全活動を取り巻く状況に対応し、これを支援するため、適切な研修事業、調査事業その他の活動を行っているか。	<主要な業務実績> (1) 調査事業、研修事業の重点化 ①調査事業 平成 27 年度に環境NGO・NPO活動状況調査を実施したほか、平成 29 年度には、海外先進国における環境NGO・NPOに対する財政支援の現状等に関するヒアリング調査を実施した。 ②研修事業 環境NGO・NPOの組織強化を推進するため前中期目標期間から実施してきた活動推進レベルアップ研修を平成 28 年度からは能力強化研修として、また現場体験や意見交換を通じて将来海外の環境保全活動に従事を目指す人材に対する海外派遣研修を引き続き実施するとともに、前中期目標期間の最終年度にあたる平成 25 年度に行った「今後の地球環境基金あり方検討」の取りまとめを踏まえ、環境NGO・NPOの人材育成策（若手プロジェクトリーダー育成支援プログラム）としての研修を、平成 26 年	<評価と根拠> 自己評価：B 評価理由： 中期計画及び各年度計画に掲げる目標を達成した上で、以下の新たな取組を行ったことから、見込評価を「B」とした。 ・平成 26 年度から開始した「若手プロジェクトリーダー育成支援制度」では、単なる研修の実施ではなく、研修で得た知識を 3 年間の助成活動を通じて実践するもので、個人や組織の質の向上につながるだけでなく、若手プロジェクトリーダー間の交流を生み出すものにもなり、想定以上のレベルの向上・ネットワークの形成が図られるものとなった。	評価 B	<評価に至った理由> 中期計画に沿って適正に事業が実施されている。	—	・環境NGO・NPOの活動を推進するための組織強化に関する研修及び国際協力の振興等を担う人材を育成するための海外派遣研修を前中期目標期間から引き続き実施するとともに、平成 26 年度からは若手プロジェクトリーダー育成支援制度を創設してフィールド実習を含む研修を実施するなど、今後の環境保全活動を担う人材の育成のための取組が着実に実施された。

	提供に努める。		度に創設し実施することで、助成の成果・効果の向上を図った。 ③その他の振興事業 平成 27 年度から、広く国民の環境活動への積極的な参加を促す事業として、環境省と協働で、主に高校生を対象とした「全国ユース環境ネットワーク促進事業」を実施している。また、平成 29 年度からは、全国大学生環境活動コンテスト（e c o c o n 2017）を共催、支援した。 （２）研修事業の効果的な実施 毎年度研修事業への参加者に対しアンケートを行い、全ての研修において有効回答者の 80%以上から「有意義であった」との評価を得た。	・平成 27 年度から、これからの環境保全活動を支える人材となり得る高校生を対象に活動の意義を訴える新たな取り組みとして、環境省と協働で「全国ユース環境活動ネットワーク促進事業」を開始し、平成 28 年度からは事業対象を大学生にも広げて事業を実施することができた。	・持続可能な社会の担い手を育むことを目的として平成 27 年度に開始した「全国ユース環境ネットワーク促進事業」を開始し、平成 28 年度からは対象を拡大して大学生に対する支援を行うなど、ユース世代による環境保全活動の推進が図られた。 ・全ての研修において、研修受講者に対するアンケートにおける「有意義であった」との回答が有効回答者の 80%以上を占めるなど、効果の高い事業が実施された。	
	（２）研修事業の効果的な実施 受講者へのアンケート調査の回答者のうち 80%以上の者から満足が得られるようにすること。 また、研修事業の成果について、評価を行い、結果を反映すること。	（２）研修事業の効果的な実施 実施された研修事業の効果等に関する評価を行い、より効果的な研修の実施に努め、受講者に対するアンケート調査結果が「有意義であった」との評価を有効回答者のうち 80%以上から得られるようにするなど、質の向上を図る。		＜課題と対応＞ 今後も引き続き、若手プロジェクトリーダー育成支援制度における研修など効果の高い事業の実施に努めるとともに、助成期間中に助成案	以上のことから、効果の高い事業の実施を含め、振興事業を適正に実施していると判断して「B」評定とした。 ＜今後の課題＞ 若手プロジェクトリーダー育成支援制度における研修など効果の高い事業を引	

					件の質が向上し助成終了後の継続性や発展性につながるよう、研修や情報提供による助成団体への支援を併せて行うことを計画する。また、学生との交流事業については定着を図るべく取り組みを強化する。	き続き実施するとともに、学生との交流事業の充実・強化に努めること。 ＜その他事項＞ （外部有識者コメント） 環境活動を担う人材の高齢化は様々なNPOでも抱える問題であり、若手の育成ということを積極的にされていることは非常に重要である。 平成 26 年度からの期間において、メニューの増加や利便性の向上の取組、助成した団体の活動状況や社会的インパクトに関する調査など、実に幅広い側面から調査、助成事業両方で尽力されている。これらの取組は大変重要である。 NPOの経営が、助成金をもらい続けなければいけないという考え方だと広がっていかないし継続しない。他のNPOに出かけて行ってそのNPOの経営にアドバイスするような考え方ができないと内部だけで研修してもなかなかうまくいかないのでは。若手を育てるという考え方は非常に重要である。	
--	--	--	--	--	--	--	--

4．その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－3－3	地球環境基金の運用等について		
関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人環境再生保全機構法第 15 条
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	8. 環境・経済・社会の統合的向上 8－3. 環境パートナーシップの形成 平成 30 年度行政事業レビューシート 事業番号 0314

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度			2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度
企業協働プロジェクトにより直接事業に充てるための特定寄付社数及び寄付額	－	新たな寄付の獲得	1 社 (10,000 千円)	3 社 (12,000 千円)	6 社 (14,500 千円)	5 社 (18,500 千円)			予算額（千円）	981,864	978,521	1,122,404	1,048,622	
									決算額（千円）	867,208	916,344	919,493	942,374	
									経常費用（千円）	867,426	916,006	917,973	947,738	
ポイント寄付提携カード数	－	前中期計画最終年度の実績数 (7 カート)	7 カート	9 カート	10 カート	10 カート			経常利益（千円）	－	－	－	－	
									行政サービス実施コスト（千円）	696,304	694,207	745,557	780,675	
募金システム数	－	前中期計画最終年度の実績数 (1 システム)	3 システム	3 システム	3 システム	3 システム			従事人員数	11.5	11.5	11.5	11.5	
広報・募金活動分野数	－	前中期計画最終年度の実績数	5 分野	5 分野	5 分野	5 分野								

			(5 分野)												
	寄付件数 (計画値)	前中期計画 期間の実績 数の平均	755.2 件 (3,776 件÷5 年)	755.2 件	755.2 件	755.2 件	755.2 件	755.2 件							
	寄付件数 (実績値)	－	－	874 件	899 件	821 件	789 件								
	達成度	－	－	115.73%	119.04%	108.7%	104.5%								
	寄付額 (計画値)	前中期計画 期間の実績 数の平均	47,524.2 千円 (237,621 千円 ÷ 5 年)	47,524.2 千円	47,524.2 千円	47,524.2 千円	47,524.2 千円	47,524.2 千円							
	寄付額 (実績値)	－	－	18,170 千円	18,712 千円	21,036 千円	23,359 千円								
	達成度	－	－	38.23%	39.37%	44.26%	49.15%								
	基金の運用 額 (計画値)	－	年度計画予算 における計画 額	210 百万円	201 百万円	173 百万円	147 百万円								
	基金の運用 額 (実績値)	－	－	212 百万円	210 百万円	174 百万円	147 百万円								
	達成度	－	－	100.95%	104.48%	100.58%	100.00%								

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
	本来は、地球環境 基金の運用益で実 施すべき業務であ ることを踏まえ、 本中期目標期間中 において、第2期 中期計画の実績を 上回る募金額及び 件数を獲得するこ とを目標として、	地球環境基金事 業開始から 20 年を経過したこ とを踏まえ、第 三期中期目標期 間中の募金等の 総額等が平成 25 年度末までの 5 か年間の出えん 金の総額及び件	＜主な定量的指 標＞ ・企業協働プロジ ェクトにより直 接事業に充てる ための特定寄付 社数及び寄付額 ・ポイント寄付提 携カード数 ・募金システム 数	＜主要な業務実績＞ 東日本大震災を機 に、企業による寄付先 の見直しや、企業自ら が環境分野を含む様々 な分野で社会貢献活動 に取り組むなどの状況 下、地球環境基金に対 する大口寄付の理解を 得ることが困難な状況	＜評価と根拠＞ 自己評価：B 評価理由： 従来の地球環境基金への 寄付のほか、直接助成に充て られる仕組みとして、寄付者 の希望する環境保全活動に 充てる、企業協働プロジェクト を導入するとともに、全国	評価	B	評価	－
						＜評価に至った理由＞ 中期計画に沿って適正に事業が実施さ れている。 ・新聞等のメディア媒体を活用した広報の 実施などにより地球環境基金事業の認 知度の向上に努めるとともに、平成 26 年度に創設した「地球環境基金企業協働 プロジェクト」制度を活用した企業から の寄付の受入れが実施された。		－	

	これまでの取組を総合的にPRするなど、より積極的かつ効果的な募金獲得活動に取り組むこと。 また、地球環境基金の運用について、景気局面に対応して安全で有利な運用を図ること。	数を上回るよう、これまでの取組を国民・事業者等の理解を促進するため、総合的かつ効果的な広報活動に取り組むとともに、新たな募金方法等の検討を行うなど募金等の活動を強化するなどして、地球環境基金のより一層の造成に努める。 また、地球環境基金の運用につき、資金の管理及び運用に関する規程に基づく地球環境基金の運用方針に従って安全で有利な運用に努める。	・広報・募金活動分野数 ・寄付件数 ・寄付額 ・基金の運用額 ＜その他の指標＞ 特になし ＜評価の視点＞ 中期計画に定められた各項目に対して、適切な取組が行われているか。	にある。 こうした中であっても、各種媒体を活用して地球環境基金事業の認知度向上に資する周知活動の充実を図るとともに、平成26年度より「企業協働プロジェクト」を創設するなど寄付獲得に向けて多面的な取組を実施している。 また、地球環境基金の運用については、今日の低金利条件下において安全で有利な運用に努めてきているが、運用益の減少を余儀なくされている。	ユース環境ネットワーク促進事業の実施に当たっても、この枠組みを活用して企業からの寄付受入に努めた。 寄付金額は前中期目標期間を下回っているが、地球環境基金サポーターの導入や身近な寄付方法の周知により、件数は同期間の実績を上回るペースで受け入れられている。 ＜課題と対応＞ 地球環境基金に対する大口寄付が減少する中、更なる助成事業を始めとする地球環境基金事業の認知度向上を図るとともに、地球環境基金企業協働プロジェクト等に対する企業の参画を得るため、企業が賛同できる適切な助成分野（テーマ）の検討を行うなど、地球環境基金企業協働プロジェクト等の参画に向けた周知を継続する。	・厳しい経済状況の中、寄付金額は前中期目標期間を下回ることになっているが、寄付件数は同期間の実績を上回るペースを維持するなど、寄付方法の周知等による効果が一定程度認められる。 以上のことから、運用等に関する事業を適正に実施していると判断して「B」評定とした。 ＜今後の課題＞ 企業等による寄付を得るために必要な環境を整備するため、引き続き企業等の事業に対するニーズの把握及び周知に努め、機構の総力を結集して寄付の獲得に努めること。 ＜その他事項＞ （外部有識者コメント） 助成事業を続けていくためにはパイを確保することが重要であるが、寄付金が莫大に増える見込みはないため、環境省においてどのように公的な財源を確保するか考えていただく必要がある。	
--	---	--	---	---	---	---	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－4	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務		
関連する政策・施策	独立行政法人環境再生保全機構に設置したポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金を都道府県と協調して造成し、費用負担が困難な中小企業者等の処理費用負担軽減のための助成を行うことなどにより、PCB 廃棄物の円滑な処理を促進する。	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第 5 条第 1 項、第 6 条第 1 項 環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 5 号
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	4. 廃棄物・リサイクル対策の推進 4－4. 産業廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等） 平成 30 年度行政事業レビューシート 事業番号 180 平成 30 年度基金シート 基金シート番号 30－004

2. 主要な経年データ														
	①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
	指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度		2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度
	軽減事業に係る助成金支払申請件数に対する処理件数	100%	100%	100% $\left(\frac{3,993 \text{ 件}}{3,993 \text{ 件}}\right)$	100% $\left(\frac{3,680 \text{ 件}}{3,680 \text{ 件}}\right)$	100% $\left(\frac{3,485 \text{ 件}}{3,485 \text{ 件}}\right)$	100% $\left(\frac{3,840 \text{ 件}}{3,840 \text{ 件}}\right)$		予算額（千円）	3,092,992	3,134,794	3,051,672	3,042,118	
	助成対象事業の実施状況等の公表回数	年 5 回 （四半期＋決算）	5 回	5 回	5 回	5 回	5 回		決算額（千円）	2,233,092	2,269,199	1,953,608	1,964,922	
			—						経常費用（千円）	2,233,054	2,268,968	1,953,743	1,965,622	
			—						経常利益（千円）	—	—	—	—	
		—	—						行政サービス実施コスト（千円）	2,173,590	2,168,696	1,944,671	1,953,254	
			—						従事人員数	2.25	2.25	2.25	2.25	

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）
	助成業務の遂行に際しては、審査基準及びこれに基づく審査結果や助成金の審査状況など幅広い情報提供に努め、透明性・公平性を確保すること。 また、これら審査基準とあわせ、助成対象事業の実施状況や基金の管理状況などの情報を公表すること。	ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）廃棄物の処理の円滑な実施を支援するため、中小企業者等が保管するPCB廃棄物の処理に要する費用の軽減（軽減事業）、PCB廃棄物の処理に際しての環境状況の監視・測定又は安全性の確保に係る研究・研修の促進（振興事業）及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）第13条第1項に基づく処分等措置に要する費用の軽減（代執行支援事業）に要する費用について、環境大臣が指定する者に対し助成する。 本助成金の交付の透明性・公平性を確保するため、審査基準、	＜主な定量的指標＞ 軽減事業に係る助成金支払申請件数に対する処理件数、助成対象実施の実施状況等の公表回数 ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ 年度計画に定められた各項目が適切に行われているか。	＜主要な業務実績＞ （業務実績報告書からの抜粋及び業務実績報告書の引用箇所などを記載） 軽減事業及び振興事業については、環境大臣の指定する者からの支払申請を処理して助成金を交付した。また、本助成金の助成対象事業の実施状況、基金の管理状況等について、各年度とも計画どおり5回機構ホームページで公表した。 代執行事業については、29年度から基金の造成に努めるとともに、事業に係る手続きに関する諸規程等を策定した。	＜評定と根拠＞ 自己評定：B 評定理由： 軽減事業に係る毎年度の計画を着実かつ適正に執行するとともに、透明性・公平性を確保するため、審査基準や審査状況その他各種情報をホームページで公表した。 			

		これに基づく助成金の審査状況、事業の採択及び助成対象事業の実施状況、並びに基金の管理状況などの情報をホームページ等において公表する。					
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－5	維持管理積立金の管理業務		
関連する政策・施策	特定一般廃棄物最終処分場及び特定産業廃棄物最終処分場に係る埋立処分の終了後における適正な維持管理の推進	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の5 環境再生保全機構法第10条第1項第6号
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	4. 廃棄物・リサイクル対策の推進 4－4. 産業廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理） 4－5. 廃棄物の不法投棄の防止等 平成30年度行政事業レビューシート 事業番号0314

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最 終年度値等）	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度		2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度
積立者に対する運用状況等の情報提供率	100%	100%	100%	100% $\left(\frac{1,212 \text{ 件}}{1,212 \text{ 件}}\right)$	100% $\left(\frac{1,196 \text{ 件}}{1,196 \text{ 件}}\right)$	100% $\left(\frac{1,181 \text{ 件}}{1,181 \text{ 件}}\right)$		予算額（千円）	289,772	282,586	295,973	281,755	
積立金の運用額	年度計画予算における実績額 -	-	(計画額) 267 百万円 (実績額) 307 百万円	(計画額) 265 百万円 (実績額) 298 百万円	(計画額) 277 百万円 (実績額) 281 百万円	(計画額) 260 百万円 (実績額) 273 百万円		決算額（千円）	210,646	209,315	237,427	269,748	
	-	-						経常費用（千円）	325,171	313,140	301,607	299,533	
	-	-			-	-	-	経常利益（千円）	—	—	—	—	
								行政サービス実施コスト（千円）	18,107	14,131	22,018	20,407	
								従事人員数	1.25	1.25	1.25	1.25	

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
	最終処分場維持管理積立金については、資金の性質、積立及び取戻しの状況に応じた最善の運用方法により運用すること。 また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく維持管理積立金の積立者に対し運用状況等の情報提供を行う等、透明性の確保に努めること。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)に基づき、廃棄物の最終処分場の設置者が埋立処分終了後に適正な維持管理を行うため、必要な費用を機構に積み立てる。 本積立金について、安全性の確保を優先し確実な取戻しを確保しつつ、積立て及び取戻しの状況を考慮した適切な運用を図る。 また、本積立金の積立者に対し運用状況等の情報提供を行う等、透明性を確保し、運用利息額等を毎年度定期的に通知する。	＜主な定量的指標＞ 積立者に対する運用状況等の情報提供率、積立金の運用額 ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ 年度計画に定められた各項目が適切に行われているか。	＜主要な業務実績＞ （業務実績報告書からの抜粋及び業務実績報告書の引用箇所などを記載） 最終処分場設置者からの維持管理積立金の積立及び取戻しについて適切に対応し、預かり証書の発行・送付を遅滞なく行った。 また、本積立金の積立者に対し、資金の透明性を確保するため毎年度末に利息額の通知を行うとともに、払渡請求書に基づく利息の払渡しを着実かつ適正に行った。 積立金の運用は、安全性の確保を最優先に、取戻しに対応するため、資金需要を考慮して預金による短期運用と、債券による中・長期運用を組み合わせた効率的な運用に努めた。	＜評定と根拠＞ 自己評定：B 評定理由： 積立者に対して適正な情報提供を行うことによる透明性の確保と取戻し請求への確実な対応の上で、積立金の出入りの把握に努め、安全性の確保を最優先に、短期、中期及び長期を組み合わせた効率的な運用に努めた。また、積立者に対する運用状況等の情報提供を確実に実施した。 <				

					から、取戻請求に対応することを踏まえ、想定を超える資金需要にも対応できるよう考慮の上で、運用可能な資金を把握し、預金による短期運用と、中～長期の債券を組み合わせた効率的な運用を行う。 また、資金の透明性を確保するため、本積立金の積立者に対し、運用利息額を定期的に通知する。		
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I－6－1	認定・支給等の迅速かつ適正な実施		
関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	石綿による健康被害の救済に関する法律（平成 18 年法律第 4 号）第 4 条、第 5 条、第 7 条、第 9 条、第 10 条、第 16 条、第 18 条、第 19 条、第 20 条、第 22 条、第 23 条及び第 24 条 独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 7 号
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	7. 環境保健対策の推進 7－3. 石綿健康被害救済対策 平成 30 年度行政事業レビューシート 事業番号 0267 平成 30 年度基金シート 基金シート番号 30-005

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度		2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度
療 養 中 の 申 請 か ら 認 定 等 決 定 ま で の 処 理 日 数	前中期目標期間中より短縮	151 日 （前中期目標期間中の処理日数）注 1)	116 日 注 2)	106 日 注 2)	98 日 注 2)	96 日 注 2)		予算額（千円）	4,865,773	4,993,158	4,960,848	4,487,919	
								決算額（千円）	3,437,835	3,918,128	4,047,712	4,328,793	
								経常費用（千円）	3,459,627	3,921,107	4,048,762	4,338,899	
								経常利益（千円）	—	—	—	—	
								行政サービス実施コスト（千円）	3,175,141	3,593,660	3,699,836	3,949,107	
								従事人員数	43	43	43	43	

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

		念頭に置きつつ、石綿健康被害の迅速な救済のため、被認定者等に対するきめ細かな対応を含め、救済給付の支給に係る事務処理を迅速かつ適正に行う。	・被認定者からの請求が円滑に行われるための取組が進められ、支給に係る事務、認定更新に係る事務が適切に行われているか。	ては、被認定者、医療機関等に向けたパンフレット等の作成や医療費の未請求者への手続方法の再案内等、被認定者からの円滑な請求に資するきめ細かな取組を行ったことにより、前中期目標期間の平均を概ね下回る処理期間で適正な支給を行うことができている。（療養手当（初回）の支給までの処理期間：前中期目標期間平均 23 日→平成 26～29 年度平均 17 日（26.0%減）） ・認定更新の申請漏れを防ぐため、未申請者への状況確認・再案内を実施するなどの取組を行い、認定更新に係る事務を適切に行っている。	たことにより、前中期目標期間の平均を概ね下回る処理期間で適正な支給を行うことができており、療養手当（初回）の支給までの処理期間は、前中期目標期間の平均日数と比べて 26.0%減と大きく短縮されている。	水準を大きく上回る成果が得られる見込みと判断し、A 評価とするもの。	
						＜今後の課題＞ 申請件数が増加傾向にあり、処理日数の更なる大幅な短縮は厳しいと見込まれるが、認定に係る平均処理日数を維持していくため、環境大臣から求められる追加資料のうち病理標本の収集については、医療機関から当該染色標本に限らず可能な限り事前に資料を収集し判定申出を行うなど、追加資料を求められる割合を減らすよう努め、迅速かつ適正な実施に向けた取組を着実に実施していく必要がある。	
						＜その他事項＞ 特になし。	
					＜課題と対応＞ （１）認定等の迅速かつ適正な実施 ・申請受付件数が増加傾向にある中、全体としての平均処理日数を維持していくため、医療機関から可能な限り資料を事前に収集し判定申出を行う、追加資料を求められた案件についても、少しでも早く資料が得られるよう管理を徹底するなどの取組を継続的に実施する。 （２）迅速かつ適正な支給 ・被認定者からの請求が円滑に行われるためのきめ細かな取組を進め、引き続き救済給付の支給に係る事務を適切に		

					実施する。 ・認定更新の対象者が申請漏れにより更新を受ける資格を失うことのないよう、引き続き、手続方法の案内、申請状況の確認等を適切に実施する。		
--	--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報

１．当事務及び事業に関する基本情報			
I－６－２	救済給付の支給に係る費用の徴収		
関連する政策・施策	－	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	石綿による健康被害の救済に関する法律（平成 18 年法律第 4 号）第 47 条 独立行政法人環境再生保全機構法第 10 条第 1 項第 7 号
当該項目の重要度、難易度	－	関連する政策評価・行政事業レビュー	7．環境保健対策の推進 7－3．石綿健康被害救済対策 平成 30 年度行政事業レビューシート　事業番号 0267

2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度		2 6 年度	2 7 年度	2 8 年度	2 9 年度	3 0 年度
特別拠出金の徴収率		100%	100%	100%	100%	100%		予算額（千円）	4,865,773	4,993,158	4,960,848	4,487,919	
								決算額（千円）	3,437,835	3,918,128	4,047,712	4,328,793	
								経常費用（千円）	3,459,627	3,921,107	4,048,762	4,338,899	
								経常利益（千円）	—	—	—	—	
								行政サービス実施コスト（千円）	3,175,141	3,593,660	3,699,836	3,949,107	
								従事人員数	43	43	43	43	

注）予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

３．中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
	中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
				業務実績	自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）	
	救済給付の支給に必要な費用を確保するため、納付義務者に対し制度への理解を求め、拠出金を徴収すること。	救済給付の支給に必要な費用を確保するため、納付義務者に対し制度への理解を求め、適切に拠出金を徴収する。	＜主な定量的指標＞ 特別拠出金の徴収率 ＜その他の指標＞ － ＜評価の視点＞ ・徴収すべき額を確実に徴収して	＜主要な業務実績＞ （業務実績報告書からの抜粋及び業務実績報告書の引用箇所などを記載） 特別拠出金の対象となる特別事業主 4 者に対し、毎年度当初に特別拠出金の徴収決定額の通知を行い、拠出金の徴収・収納を着実に行った。	＜評定と根拠＞ 自己評定：B 評定理由： 特別事業主 4 社に対し、各年度当初に特別拠出金の徴収決定額の通知を行い、うち 2 事業主から延納申請を受け付け 4 期に分納されたが、全納分及び延納分の徴収すべき額を全て徴収した。今後とも適切かつ着実な徴収を	評定	B	評定	－
						＜評定に至った理由＞ 徴収すべき特別拠出金（全納分及び延納金）を、毎年度、計画に基づき適切かつ着実に徴収・収納しており、中期目標の所期の目標水準を達成できると見込まれることから、B 評定とするもの。 ＜今後の課題＞ 引き続き適切かつ着実な徴収を行う必要がある。		－	

			いるか。		行う。 ＜課題と対応＞ 特別拠出金の徴収は、引き続き着実な徴収を行うこととする	＜その他事項＞ 特になし。	
--	--	--	------	--	---	------------------	--

4. その他参考情報